パワフル定期預金

(令和7年4月21日作成)

	(
1. 商 品 名	パワフル定期預金	
2. 販売期間	令和7年4月21日から令和7年7月18日まで	
	取扱期間終了前であっても、取扱を中止する場合があります。	
3. 販売対象	・組合員(個人、法人)および個人組合員家族	
	※出資金1万円以上お持ちの方が対象となります	
4.期 間	・1年〔単利型〕	
	・3年〔個人:複利型、法人:単利型〕	
	・5年〔個人:複利型、法人:単利型〕	
	・自動継続(元利金継続、元金継続)のみ取扱います	
5. 預 入		
(1) 預入方法	・一括預入	
(2) 預入金額	・一口座 30万円以上 預入限度額なし	
(3) 預入単位	・1円単位	
(4) 預入形態	・通帳式(総合口座通帳・定期預金通帳)、証書式	
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します	
7. 利 息		
(1) 適用利率	・預入期間1年もの固定利率 年0.30%	
	・預入期間3年もの固定利率 年0.50%	
	・預入期間5年もの固定利率 年0.70%	
	・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用し	
	ます	
(2) 計算方法	単利型	
	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします	
	複利型	
	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算	
	とします	
(3) 利払方法	個人	
	・満期日以後に一括して支払います	
	法人	
	・預入期間1年ものは、満期日以後に一括して支払います	
	・預入期間3年もの・5年ものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の	
	応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日	
	に分割して支払います	
	・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利	
	払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%[小数点第4位以	
	下切捨て〕) により計算します	

8. 税 金 個人

- ・20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税
 - ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日の期間に支払われる利息には 復興特別所得税が課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税 率となります(マル優を利用の場合は除きます)

法人

• 総合課税

9. 手 数 料

- 10. 付加できる 特約事項
- ・「総合口座」の担保とすることができます

(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50%上乗せした利率)

- マル優の取扱ができます
- 11. 中途解約時の 取扱い

・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた期限前解約利率および 預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息ととも に支払います

なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清 算します

中途解約日までの期間	期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示の
	自由金利型店頭金利(M型)「6ヶ月」利率×70%
1年以上2年未満	預入日における店頭表示の
	自由金利型定期預金(M型)「1年」利率×70%
2年以上3年未満	預入日における店頭表示の
	自由金利型定期預金(M型)「2年」利率×70%
3年以上4年未満	預入日における店頭表示の
	自由金利型定期預金(M型)「3年」利率×70%
4年以上5年未満	預入日における店頭表示の
	自由金利型定期預金(M型)「4年」利率×70%

12. 金利情報の入 手方法

・金利については窓口でお問い合わせください

13. 舌 情 処 埋 指 置・紛争解決 措置

13. 苦情処理措 • 苦情処理措置

置・紛争解決 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用く 措置 ださい

【窓口:お取引先店舗または当組合お客様相談室】

【お客様相談室】

受 付 日 : 月曜日~金曜日 (土・日曜日、祝日および金融機関の休業日を除く)

受付時間: 午前9時~午後5時

電 話: 0120-007-882

住 所:岐阜市美江寺町2丁目4番地3

なお、苦情対応の手続きについては、**別途リーフレット**を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください

ホームページアドレス https://www.shoushin.co.jp

苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所 をはじめとする他の機関でも受付けています

東海地区しんくみ苦情等相談所	しんくみ相談所
(東海信用組合協会内)	((社)全国信用組合中央協会)
〒453-0015	〒104-0031
名古屋市中村区椿町3-21	東京都中央区京橋1-9-1
052-451-2110	03-3567-2456
月曜日~金曜日	月曜日~金曜日
午前9:00~12:00 午後1:00~4:30	午前9:00~午後5:00

紛争解決措置

岐阜県弁護士会 示談あっせんセンター (058-265-0020)、東京弁護士会 紛争解決センター (03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター (03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター (03-3581-2249)、愛知県弁護士会 紛争解決センター (052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター (0564-54-9449) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ苦情等相談所へお申出ください

14. その他参考と なる事項

- ・この商品は預金保険制度の対象です
- ・保険事故が発生したときに、借入金債務との相殺が可能です
- ・金利情勢等により、取扱期間中に大幅な金利変動があった場合には、取扱を 中止することがあります
- ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により 計算します

少岐阜商工信用組合